

電気設備改修工事特記仕様書

(平成 29 年版)

※平成 29 年 5 月 1 日以降適用

I 工事概要

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 敷地面積
- 4 構造規模

棟 名 称			
構 造			
階 数			
建 築 面 積			
延べ床面積			

- ・垂直積雪量 (m)
- ・風速 (V₀)
- ・地表面粗度区分

- 5 建物用途 建築基準法による用途
- 6 消防法施行令別表第 1 の区分

II 工事種目

○印適用)

工事種目	摘要	工事種目	摘要
・幹線設備		・誘導支援設備	
・電灯設備		・テレビ共同受信設備	
・動力設備		・テレビ電波障害防除設備	
・受変電設備		・監視カメラ設備	
・発電設備		・防犯・入退室管理設備	
・電力貯蔵設備		・自動火災報知設備	
・構内情報通信網設備		・雷保護設備	
・構内交換設備		・中央監視制御設備	
・情報表示設備		・医療関係設備	
・映像・音響設備			
・拡声設備			

III 電気設備改修工事仕様

1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 28 年版）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 28 年版）」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成 28 年版）」による。

2 特記仕様書の適用等

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は○印の付いたものを適用する○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印が付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の () 内表示番号は標準仕様書、< >内表示番号は改修標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
一般共通事項	1 適用基準等	※秋田県電気設備工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）（平成 16 年版） ※電気設備工事施工管理要領（一般社団法人公共建築協会）（平成 26 年改訂版） ※営繕工事写真撮影要領（平成 27 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	2 工事实績情報の登録	※適用する ・適用しない <1-1.1.4>
	3 工事の余裕期間	※適用しない ・適用する（・発注者指定方式 ・任意着手方式） 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現場再利用発生材 ・本工事では、秋田県建設副産物対策に係わる取扱い要領に基づき、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また工事完成時に同計画書の実施書を監督職員に提出するものとする。 <1-1.9.1> ・本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
6 概成工期	<ul style="list-style-type: none"> ・適用する（工事期日より 日前） ※適用しない <1-1.2.1>
7 電気保安技術者	<ul style="list-style-type: none"> ※適用する ・適用しない <1-1.3.2>
8 電気主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ※既存施設の主任技術者 ・その他（ ）
9 施工条件	<ul style="list-style-type: none"> ・図示 ・工事補足説明事項 ・工事中停止させない設備 ※なし ・あり <1-1.3.3>
10 機器及び材料の選定	<p>本工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。 <1-1.4.2></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) JIS 及び JAS マーク等の認証機関のマーク表示のある機材 (2) エコマーク認定製品（（公財）日本環境協会） (3) 秋田県認定リサイクル製品 (4) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（最新年版）（（一社）公共建築協会）（以下「評価名簿」という。）に記載製品 (5) 上記以外のもので以下のア～エの事項を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 イ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ウ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 エ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 <p>なお、(5)の材料を使用する場合は、ア～エの証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。</p> <p>また、備考欄等に参考型番が記載された機材は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けるものとする。</p>
11 化学物質を放散する建築材料等	<p>建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)まで満たすものとする。 <1-1.4.1></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図書等に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く。）が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。 <p>設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又④に該当する材料を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

1
一般
共通
事項

12 石綿作業主任者	※適用する ・適用しない 特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の改修にあつては労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。																				
13 施工調査	※改修標準仕様書による <1-1.5.1～.2> ・施工計画調査 （調査項目 ・図示 ・ ） （調査項目 ・図示 ・ ） （調査範囲 ・図示 ・ ） （調査範囲 ・図示 ・ ） （調査方法 ・図示 ・ ） （調査方法 ・図示 ・ ）																				
14 工事写真	工事中、完成時ともカラー写真とする。 <table border="1" data-bbox="485 533 1426 725"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>サービス版</td> <td>工事写真の撮り方建築編</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>サービス版</td> <td>工事写真の撮り方建築編</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td>・サービス版 ・キャビネ版</td> <td>工事写真の撮り方建築編 同上</td> <td>部 部</td> </tr> <tr> <td>営繕年報用</td> <td>・キャビネ版</td> <td>外部1枚、内部1枚</td> <td>部</td> </tr> </tbody> </table> <p>この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び部数。また、上記の写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。</p>	分類	規格	撮影箇所	提出部数	着工前	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部	工事中	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部	完成時	・サービス版 ・キャビネ版	工事写真の撮り方建築編 同上	部 部	営繕年報用	・キャビネ版	外部1枚、内部1枚	部
分類	規格	撮影箇所	提出部数																		
着工前	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部																		
工事中	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部																		
完成時	・サービス版 ・キャビネ版	工事写真の撮り方建築編 同上	部 部																		
営繕年報用	・キャビネ版	外部1枚、内部1枚	部																		
15 完成図書その他	※完成検査後に次の完成図等を速やかに提出する。 <1-1.11.1～.3> (1) 完成図書（A4版、完成図書作成要領による） (2) 完成図及び施工図（原寸）二つ折りに製本したもの (3) 完成図及び施工図A3版縮小図を二つ折りしたもの (4) 保全に関する資料 (5) 電子納品対象工事にあつてはCD-R (6) その他監督職員が指示したもの ※付属品、予備品、保守工具等は引継目録を添えて提出する ※カギ等の表示札は樹脂製（市販品）とする																				
16 電子納品等	・電子納品対象工事 ・電子納品対象外工事 CD-R（監督員提出用） （ 部 ） CD-Rに格納するもの ※完成図（※CAD ※PDF） ※監督職員が指示した図面等 ※完成写真（※主要な機器等の外観写真10枚程度） ※官公署届出書類 ※工事概要ファイル 受注者は、次により電子納品を行うものとする。 ただし、監督職員の承諾があつた場合はこの限りでない。 (1) 完成図等の取扱は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【平成24年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部】」、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の運用の改正について（平成26年4月25日付け営第85号）」（以下、「要領等」という。）による。 「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領等」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。																				

2 共通 工事	(4) 工事表示板の設置	<p>監督職員が指定する箇所に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">建 築 工 事 の 表 示</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">工 事 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構 造 ・ 規 模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 期 間</td> <td>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>建 築 主</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 計 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 監 理 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 監 督 者</td> <td style="text-align: center;">秋田県建設部営繕課又は地域振興局建設部</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 工 者</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号1GY7. 5/8とし黒文字（角ゴシック）で表現する。 3 建築主は、契約担当者名とすること。 4 表示板の大きさ ※1号（横180cm×縦90cm） ・ 2号（横240cm×縦120cm） ・ 3号（横360cm×縦180cm） ・ その他（ ）</p>	建 築 工 事 の 表 示		工 事 名 称		構 造 ・ 規 模		工 事 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	建 築 主		設 計 者		工 事 監 理 者		工 事 監 督 者	秋田県建設部営繕課又は地域振興局建設部	工 事 施 工 者	
	建 築 工 事 の 表 示																			
	工 事 名 称																			
構 造 ・ 規 模																				
工 事 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																			
建 築 主																				
設 計 者																				
工 事 監 理 者																				
工 事 監 督 者	秋田県建設部営繕課又は地域振興局建設部																			
工 事 施 工 者																				
(1) 掘削及び埋戻し	<p>1 本工事の掘削、埋戻しは次による。 掘 削 : ※機械掘り ・ 手掘り 埋戻し : ※山 砂 ・ 根切り土（良質土を使用）</p> <p style="text-align: right;"><1-2.3.1></p>																			
(2) 建設発生土の処理	<p>秋田県建設副産物対策に係る取扱い要領に従い処理することとし、搬出を要しない建設発生土の処理は下記とする。</p> <p>※敷きならず 構内指定箇所 () ・たい積する 構内指定箇所 ()</p>																			
(1) 呼線の挿入	<p>3 電気工事 本工事で通線しない新設管路には呼線を挿入する。線種はEM-I E絶縁電線1.6mm以上とする。</p> <p style="text-align: right;"><2-2.2.9> <2-2.14.4></p>																			

(2) 接地極

特記なき接地極の仕様は下表による。

接地の種類別	記号	接地抵抗	接地極仕様	
雷保護用接地	E_{LA}	10Ω以下	※接地銅板	・接地棒
共同接地	E_{ADLH}	10Ω以下	※接地銅板	・接地棒
共同接地	E_{ACD}	10Ω以下	※接地銅板	・接地棒
A種接地	E_A	10Ω以下	※接地銅板	・接地棒
B種接地	E_B	Ω以下	※接地銅板	・接地棒
C種接地	E_C	10Ω以下	※接地銅板	・接地棒
D種接地	E_D	100Ω以下	・接地銅板	※接地棒
漏電遮断器回路	E_{EL}	500Ω以下	・接地銅板	※接地棒
構内交換機（陽極用）	E_t	10Ω以下	※接地銅板	・接地棒
本配線盤の保安装置	E_{At}	10Ω以下	※接地銅板	・接地棒
電話引込口の保安器	E_{Dt}	100Ω以下	・接地銅板	※接地棒
アンテナ保安器	E_{Lt}	100Ω以下	・接地銅板	※接地棒
拡声用増幅器	$E_{D\alpha}$	100Ω以下	・接地銅板	※接地棒
防犯装置用	E_S	Ω以下	・接地銅板	※接地棒
測定用	E_0	—	・接地銅板	※接地棒
避雷器用（低圧用）	E_{LL}	10Ω以下	※接地銅板	・接地棒
避雷器用（高圧用）	E_{LH}	10Ω以下	※接地銅板	・接地棒
避雷器用（モデム用）	E_{MD}	100Ω以下	・接地銅板	※接地棒

2 共通工事

(3) 埋設帯及び埋設標柱

埋設配管配線路には、埋設表示用テープ（ビニル製折り返し付）及び埋設標柱（舗装部分は埋設ピンとする）を敷設する。（高低圧、通信共）
（高圧地中線路には、用途、電圧種別等の表示をする。）

<2-2. 14. 4～. 5>

(4) プレート

※ 金属製（ステンレス、新金属を含む） ・ 樹脂製

(5) プレートの用途表示

器具を実装しないものについては用途を示す略標を付ける。

(6) ケーブルマークの取り付け

ハンドホール内の用途別のケーブルマークの色別は次による。

用途	地色	文字色
高圧	赤	黒
低圧	白	黒
動力	青	白
通信	黄	黒
火報	だいだい	黒

<2-2. 2. 10>

<2-2. 14. 5>

(7) 盤名称などの表示	各盤には上部に名称、下部に盤記号のネームプレートを取り付ける。 プレートは樹脂製（文字彫刻）とする。ドア裏面又は保護盤表面の請負者銘板には、標準仕様書に記載されている内容を明記する。 プルボックスには用途を示す略標を付ける。 (2-1.7.6) (2-1.12.7)																																																																																																								
(8) 標準色	盤等の塗装色は特記なき場合製造者標準色とする。																																																																																																								
(9) 電線・ケーブル	「EM-〇〇」の記載がなくとも、EM電線、EMケーブルを使用する。																																																																																																								
(10) 合成樹脂可とう管	合成樹脂可とう管は、P F管（一重管）とし温度による分類はタイプ25とする。また、合成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則として樹脂製とする (2-1.2.2)																																																																																																								
(11) 配管等の塗装	金属管の塗装箇所は図面特記による。 <1-2.8.1>																																																																																																								
(12) 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。 イ) 耐震安全性の分類 ※特定の施設 ・ 一般の施設 ロ) 地域係数Z ※1.0 ・ その他（ ） (2-2.1.13)																																																																																																								
(13) 他工事との調整	特記なき場合は下記による。（●印適用） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;"></th> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:15%;">電気</th> <th style="width:15%;">機械</th> <th style="width:10%;">建築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">梁、床、壁貫通部</td> <td>補強</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>スリーブ</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁埋込型機器類</td> <td>補強</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>仮枠</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">天井埋込型機具類下地</td> <td>切込</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>補強</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>墨出</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別途機器への接続</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火戸閉鎖装置</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電動シャッター 自動扉</td> <td>閉鎖装置</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>二次側配線、操作スイッチ</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>二次側配管</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽量鉄骨壁の機器取付用の補強</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吊りボルト用インサート</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械室、電気室の設備機器の基礎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>機械室、電気室の設備ビット（蓋を含む）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>自立制御盤の基礎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>自立型アンテナの基礎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>床点検口、天井点検口</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>消火水槽用マンホール</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）複数箇所に●印のあるものは、各工事に適用する。</p> <p>冷暖房機器付属の制御盤に対する起動停止命令、インターロック及び状態表示などの配線、電動機容量については機械設備工事施工者と事前に打ち合わせる事。</p>		区分	電気	機械	建築	種別					梁、床、壁貫通部	補強			●	スリーブ	●	●		壁埋込型機器類	補強			●	仮枠	●	●		天井埋込型機具類下地	切込			●	補強			●	墨出	●	●		別途機器への接続		●			防火戸閉鎖装置		●			電動シャッター 自動扉	閉鎖装置			●	二次側配線、操作スイッチ			●	二次側配管	●			軽量鉄骨壁の機器取付用の補強		●	●		吊りボルト用インサート		●	●		機械室、電気室の設備機器の基礎				●	機械室、電気室の設備ビット（蓋を含む）				●	自立制御盤の基礎				●	自立型アンテナの基礎				●	床点検口、天井点検口				●	消火水槽用マンホール				●
	区分	電気	機械	建築																																																																																																					
種別																																																																																																									
梁、床、壁貫通部	補強			●																																																																																																					
	スリーブ	●	●																																																																																																						
壁埋込型機器類	補強			●																																																																																																					
	仮枠	●	●																																																																																																						
天井埋込型機具類下地	切込			●																																																																																																					
	補強			●																																																																																																					
	墨出	●	●																																																																																																						
別途機器への接続		●																																																																																																							
防火戸閉鎖装置		●																																																																																																							
電動シャッター 自動扉	閉鎖装置			●																																																																																																					
	二次側配線、操作スイッチ			●																																																																																																					
	二次側配管	●																																																																																																							
軽量鉄骨壁の機器取付用の補強		●	●																																																																																																						
吊りボルト用インサート		●	●																																																																																																						
機械室、電気室の設備機器の基礎				●																																																																																																					
機械室、電気室の設備ビット（蓋を含む）				●																																																																																																					
自立制御盤の基礎				●																																																																																																					
自立型アンテナの基礎				●																																																																																																					
床点検口、天井点検口				●																																																																																																					
消火水槽用マンホール				●																																																																																																					
(14) 保温、結露防止	外部に面する壁、天井で建築工事でP F板（ポリスチレンフォーム等）打ち込み箇所に取り付ける位置ボックス等は保温、結露防止処理を行う。																																																																																																								
(15) インサート	鋼製とする。床板で保温材打ち込み部分は、断熱材用インサート（亜鉛メッキ製品）を使用する。 <1-2.12.2>																																																																																																								
(16) 既設インサート及びアンカーボルト	※使用しない ・ 使用する <1-2.12.2>																																																																																																								

2 共通 工事	(17) あと施工アンカー	<p>1 あと施工アンカー ※接着系アンカー（接着剤は有機系とする） ※金属拡張系アンカー（※本体打込み式）</p> <p>2 試験等 性能確認試験 ※行わない ・行う 施工後確認試験 ※行う ・行わない</p> <p style="text-align: right;">〈1-2. 12. 3〉</p> <p>施工後確認試験は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」8章12節5項による。</p>
	(18) 再使用機器	<p>取外し再使用機器は絶縁抵抗測定のうち、清掃後取り付ける。</p> <p style="text-align: right;">〈2-2. 16. 4～. 5〉</p>
	(19) ケーブル保護	<p>ケーブル配線工事において壁体内及び立ち上がり、立ち下がり部は電線管保護のこと。</p>
	(20) スリーブ材	<p>1 水密を要する梁、床、壁のスリーブ ※つば付き鋼管製 ・亜鉛鉄板製</p> <p>2 上記を除く箇所のスリーブ ※紙スリーブ ・鉄板スリーブ</p> <p style="text-align: right;">〈1-2. 10. 1〉</p>
	(21) はつり	<p>既存コンクリート床・壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。</p> <p>×線検査 ※行わない ・行う</p> <p style="text-align: right;">〈1-2. 11. 2～. 3〉</p>
	(22) 撤去後の補修	<p>機器撤去後の天井、壁、床等の補修は既存仕上げと同等とする。</p> <p style="text-align: right;">〈1-1. 8. 6〉</p>
3 各 設 備	1 盤類の表示他	<p>各盤には標準仕様書記載の他に下記の表示を行う。</p> <p>(1) 結線図等の縮小図を添付する。（扉裏面にカードケース貼付）</p> <p>(2) 接地用端子を取り付ける。（図面特記による）</p> <p style="text-align: right;">(2-1. 7. 6) (2-1. 12. 7)</p>
	2 予備配管	<p>分電盤内予備回路が4ヶ以下の場合電線管25mm2本、5ヶ以上の場合は3本を天井裏まで配管する。</p>
	3 LED照明器具	<p>制御装置記号が特記されないものは「一般形（LN）」とする。</p>
	4 屋外灯	<p>1 点灯方式 ※自動点滅器 + タイマー ・自動点滅器</p> <p>2 ポール内開閉器（配線用遮断器又はカットアウトSW） ※設ける ・設けない</p> <p>3 地中配管等からの防湿処理 ※施す ・施さない</p> <p style="text-align: right;">(2-1. 4. 2)</p>
	5 照度測定試験	<p>一般照明の照度測定 ・行わない ※行う</p> <p>測定方法はJIS C 7612「照度測定方法」による。 これにより難しい場合は監督員と協議による。</p> <p style="text-align: right;">〈2-2. 20. 2〉</p>
	6 総合調整	<p>各機器の個別運転後に下記の総合調整を行う。</p> <p>・照明装置 ・受変電設備 ・発電設備 ・構内交換設備 ・構内情報通信網設備</p> <p style="text-align: right;">〈2-2. 20. 2〉</p>
IV 配線図記号		
配線用図記号は、標準図及びJIS C 0303による他図面特記による。		

V 機器取付高さ

機器取付け高さは下表を標準とする。ただし、これによりがたい場合は監督職員との協議による。

	名 称	測 点	取付け高さ (mm)
共通	取引用計器	地上～窓中心	1, 800～2, 000
電灯	分電盤	床上～中心	1, 500
	スイッチ (車椅子用)	"	1, 100～1, 200
	(一般)	"	1, 200
	(和室)	"	1, 200
	コンセント (一般)	床上～中心	400
	(和室)	"	200
	(台上)	台上～中心	150
	(厨房)	床上～中心	800～1, 000
	(車庫)	"	1, 200
	(機械室)	"	500～1, 000
(車椅子用)	"	350～400	
ブラケット (一般)	床上～中心	2, 100～2, 700	
(踊場)	"	2, 500	
ブラケット (鏡上)	鏡上端～中心	150	
表示灯 (車椅子用)	床上～中心	1, 500	
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1, 500
	開閉器箱	"	1, 500
	制御用スイッチ	"	1, 200
電話	端子盤 (廊下、室内)	床上～下端	300
	壁付アウトレット (一般)	床上～中心	300
	(和室)	"	200
時計 拡声	壁掛形親時計	床上～中心	1, 500
	壁付子時計	"	天井高×0.9
	壁掛形スピーカ	"	天井高×0.9
	壁付アッテネータ	"	1, 200
誘導 支援 機器	表示盤	床上～中心	1, 500
	ベル、ブザー、チャイム	"	2, 700
	壁付押しボタン (一般)	"	1, 200
	(車椅子玄関)	"	1, 100
	(多目的トイレ)	"	900
	呼出し表示灯 (車椅子用)	"	2, 300
	壁付インターホン (一般)	床上～中心	1, 200
	(車椅子用)	"	1, 100
壁付アウトレット (一般)	"	300	
(和室)	"	200	
テレビ	機器収容箱	天井～上端	200
	テレビ端子 (一般)	床上～中心	300
	(和室)	"	200
防災 機器	受信機、副受信機	床上～操作部	800～1, 500
	機器収容箱	"	800～1, 500
	ガス検知器 (LPG)	床上～上端	300
	都市ガス用検知器 (軽質)	天井～上端	150
	都市ガス用検知器 (重質)	床上～上端	300

VI 照明器具表

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成28年版）によるほか図面特記による

VII 官公署届け出書類

- 1 電力関係
 - ・ 工事計画届け
 - ・ 使用前検査申請
 - ・ 電気使用、変更申し込み
- 2 消防関係
 - ・ 消防設備等着工届け 自動火災報知設備
 - ・ 消防用設備等設置届け 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、非常放送設備、非常コンセント設備等
 - ・ 設置届け 発電設備、変電設備、蓄電池設備

秋 田 県 建 設 部 営 繕 課